

令和5年1月12日

湯梨浜町立小中学校
保護者の皆様

湯梨浜町教育委員会
教育長 山田 直樹

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の徹底について（お願い）

新年あけましておめでとうございます。

保護者の皆様には、町立小中学校の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止につきまして、ご理解・ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、ご存じのとおり鳥取県内の新型コロナウイルス感染症感染拡大状況は、第8波の真ただ中という状況であり、多くの新規陽性者が連日にわたり発表されています。湯梨浜町教育委員会としましては、引き続き町立小中学校と連携しながら、感染防止に努めて参る所存です。

保護者の皆様には、これまでと同様に新型コロナウイルス感染防止対策の徹底に対しましてご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

併せまして、インフルエンザの流行も心配されております。新型コロナウイルス感染予防を徹底することが、インフルエンザ感染予防にもつながりますので、引き続き下記の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策の徹底を重ねてお願いいたします。

記

- 手洗い・手指消毒
- マスクの着用
マスクを着用していない場合は、感染リスクを避けるため可能な限り人と人との距離を確保してください
- こまめな換気
寒くても窓を開け、こまめに換気しましょう（30分に1回以上、5分間を目安）
- 体調不良時は絶対に無理をしない
体調に不安がある場合や家族に体調不良者がいる場合は、外出を控えるなど決して無理をしないようにしましょう
受診の際は、まずはかかりつけ医に相談するなど、通常の診療時間内に受診しましょう
- 会食・イベント参加時は要注意
大人数を避け、マスク会食を徹底しましょう
イベントの前後を含めて、大騒ぎしないなど感染拡大を起こさない行動を徹底しましょう
- 不安のある人は無料のPCR検査を活用しましょう
- 新型コロナウイルスワクチン接種の検討を
ワクチン接種により、感染予防の効果が期待できるとともに、万一感染した場合も軽い症状で治る効果も期待できます。

【 裏面もご確認ください 】

第8波
緊急対策

特措法第24条第9項に基づく要請

(地域：県内全域、期間：R5.1.11-R5.2.28)

① 家庭内や友人など近い人との交流でも感染対策の徹底を

- ◆ 距離が確保できない場合や会話を行う場合など場面に応じたマスクの着用
- ◆ 感染リスクを下げるため、密を避けて人と人との距離の確保(2m程度)
- ◆ 寒くてもエアロゾルを意識した換気・手洗い・手指消毒の徹底
- ◆ 感染、重症化、後遺症予防のため、できるだけ速やかにワクチン接種

② お出かけの際は、感染対策のレベルアップを

- ◆ 県外往来や大きなイベント参加の際は積極的に無料検査を受検
- ◆ 新年会などの会食の際は、大人数を避け、マスク会食を徹底
- ◆ イベントの前後も含めて大騒ぎしないなど感染拡大を起こさない行動の徹底
- ◆ 人ごみなど密な場所への立ち入り時には特に注意

③ 重症化リスクに応じたコロナに感染した場合の備えを

- ◆ 重症化リスクの低い方は、市販の解熱剤や抗原定性キットなどを準備し、症状が出たら自己検査で陽性だった場合は、陽性者コンタクトセンターに登録して原則自宅療養
- ◆ 重症化リスクの高い方は、速やかに医療機関を受診し病状の確認

11

第8波
緊急対策

無料検査(PCR検査等)を活用しましょう

- 無料検査は、感染に不安を感じる県民であれば誰でも受検できます。
- 現在、県内118ヶ所の無料検査所において検査実施中です。
お近くの検査所へご予約ください。不明な点はコールセンターへご相談ください。
※東部：48ヶ所、中部：28ヶ所、西部：42ヶ所 新型コロナウイルス感染症特設サイトに会場一覧を掲載
※鳥取県無料検査コールセンター ☎0570-783-563（土日含む毎日、9時～17時）
- 無料検査期間を令和5年2月28日まで延長しますのでご利用ください。

感染拡大傾向時の一般検査事業

⇒鳥取県民を対象とした無料検査

不特定多数の方と接触するなど、感染リスクの高い行動をされた方は、積極的に受検をお願いします。(特措法第24条第9項による受検要請)



ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

⇒県外者を対象とした無料検査
当面、本県の独自施策として実施
※他の都道府県は令和4年8月末まで及び
12月24日から1月12日までで終了

旅行・帰省等で検査が必要な方にも、ご利用いただけます。

12